

学習指導課短信

1 新学習指導要領

令和4年度から、年次進行で新学習指導要領による教育活動が始まります。4月から科目が変わり、教育課程が変わり、成年年齢が変わり、そして学習評価が変わります。数学科の主な変更については、数学Cが設けられ、数学Bや数学Cを中心に内容の入れ替えが行われています。特に数学Bの選択項目であった「確率分布と統計的な推測」は、取り扱っていない学校が多いと思われる中、「統計的な推測」が数学Bでの必修項目となりました。データを適切に処理し、特徴や傾向を推測するとともに、データについて考察する力は、多くの情報が溢れる現代社会において非常に大切な能力となります。また、数学Cの内容となった「ベクトル」についても、令和7年度以降の大学入学共通テストでは、現行どおり選択問題として出題される予定です。加えて、「平面上の図形と複素数平面」も選択問題として出題範囲となり、文系での数学Cの扱いについても検討が必要になってきています。令和4年度入学生の教育課程の届出は、今年6月に済ませていただいております。入学者にとって教育課程とは、入学した高等学校での卒業までの教育を指し示すものであり、本来、入学後の教育課程の変更は好ましいものではありません。しかし、学校や生徒の状況に合わせて、生徒の進路実現を可能とする教育課程となるような前向きな変更については、今後も検討を重ねる必要があります。生徒のための教育課程となるよう、今一度、学校や教科で検討していただきたいと思えます。

2 成年年齢

数学に直接関係するものではありませんが、令和4年4月から成年年齢が18歳に引

き下げられます。選挙権については、5年前の平成28年に満20歳以上から満18歳以上に引き下げられており、その際も、学校での公民の授業の取り扱いについて話題となりました。今回の成年年齢については、結婚可能な年齢が男女とも18歳に統一されるなどの変更もありますが、一番懸念されている点は、「契約」だと言われています。18歳になると、ローンやクレジット等の契約が保護者の同意なしに可能となります。そのため、学校においては、生徒が契約でのトラブルに巻き込まれないよう、家庭基礎や家庭総合の授業で「消費者教育」についての学習を、必ず2年生までに行うこととなっております。消費者関係のトラブルに巻き込まれないためには、家庭科の授業での学習のみならず、やはり多くの情報から正しい情報を見抜き、正しい判断ができる力が必要となります。その力の育成には、数学の授業も大きな影響を与えたいと思います。先生方には、問題を解く力だけでなく、ものを考え、判断する力を育てるような数学教育を実践していただきたいと願っております。

3 学習評価

各教科、来年度に向けて一番の検討課題は学習評価ではないでしょうか。現行の学習指導要領では、観点による評価を十分に踏まえながら評定を行うよう示されていたのに対し、新学習指導要領では、観点ごとに評価し、観点別学習状況の評価の更なる充実とその質を高めることが必要であると明記されています。各学校において、単元の目標、単元の評価規準を作成することから始め、指導と評価の計画を作成し、授業を行う。その中で、各観点について評価資料を集め、観点別学習状況の評価を行い、最後に観点別学習状況の評価から5段階の評定への総括を行うこととなります。試験中心の評価ではなく、生徒の学習改善や教師の授業改善につながるような学習評価の改善を目指していただきたいと思えます。今年度中に、少なくとも令和4年度の1年生に行う科目の「指導と評価の計画」を完成させる必要があります。8月18日に予

定されていた千葉県高等学校教育課程研究協議会は実施できず、評価に関する動画の閲覧という形に変更されました。学習評価につきましては、問合せも非常に多く、可能な限り対面型で実施したいという思いもありましたが、新型コロナウイルス感染症による地域の状況を踏まえ、断念いたしました。ただ、このような状況であっても、子どもの学びを止めることはできません。そして、4月からの学習評価の改善も待つてはくれません。8月19日に、国立教育政策研究所から『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』が発表されました。ぜひ、国立教育政策研究所の資料と学習指導課で作成した動画等を参考に、校内や教科内で研修を行っていただき、令和4年度入学生から始まる学習評価についての準備を進めていっていただきたいと思います。

県教育庁教育振興部学習指導課
指導主事 左口 孝史